

広島県告示第四百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		所在地
自然現象類	原因となる現象	自然現象類	原因となる現象	自然現象類	原因となる現象	
○七隣b)	三反田川(一〇七)	○七隣b)	三反田川(一〇七)	○七隣a)	三反田川(一〇七)	表区域示の区域の名称
瀬野川左(七 三一四隣)	大山川(一〇 八隣)	八	大山川(一〇 八)	三反田川(一 〇七)	土石流	土石流
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	広島県東広島市八本松町飯田及び同市八本松西五丁目地内
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
瀬野川左(七 三一四隣)	大山川(一〇 八隣)	八	大山川(一〇 八)	三反田川(一 〇七)	土石流	土石流
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。